

特別養護老人ホーム 三山園

(介護予防) 短期入所生活介護 重要事項説明書

特別養護老人ホーム三山園重要事項説明書
(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

1. 施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-476-2885 (9:00～18:00)

担当 東海林 英里 (生活相談員)

2. 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム三山園の概要

(1) 施設体制

法人名	社会福祉法人 千歳会 (2000年設立)
代表者の氏名	理事長 左 敬真
施設名	特別養護老人ホーム 三山園
指定番号	千葉県指定番号 (介護保険事業所番号 1270900259)
所在地	千葉県船橋市三山2丁目3番2号
管理者の氏名	施設長 菅原 淳
電話番号	047-476-2885
施設開設年月日	1972年6月1日
利用定員	20名 (4人室・2人室・1人室)
当施設が行っている事業	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

(2) 施設の従業者体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人員 (常勤換算)
施設長	業務の一元的な管理	1
ショートステイ管理者	職員及び業務管理	1
生活相談員	生活相談及び指導	1以上
介護支援専門員	短期入所生活介護計画の作成等	1以上
介護職員	介護業務、健康管理・指導、保健衛生管理	36以上
看護職員	健康管理・指導、保健衛生管理向上	4以上
機能訓練指導員	身体機能の維持・向上	1以上
医師 (嘱託)	健康管理及び療養上の指導	1以上
管理栄養士 (栄養士)	献立作成、栄養計算、栄養指導等	1以上

業務員	施設管理及び運転等	1以上
事務職員	特別養護老人ホームの事務全般	1以上

(3) 施設の概要

建 物		鉄筋コンクリート造り 地上3階建て		
延べ床面積		5,913.1㎡		
敷地面積		5,053.0㎡		
定 員		120名(ショート20名含む)	静 養 室	1 室
居室	4人室	19室(1室53.94㎡)	医 務 室	1 室
	2人室	16室(1室24.30㎡)	食 堂	2 室
	1人室	12室(1室14.85㎡)	理容・美容室	1 室
浴室		一般浴・特殊浴槽・中間浴槽	機能訓練室	1 室
			面 接 室	1 室

・居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等とご相談のうえ決定するものとします。

3. サービスの内容

(1) サービス提供時間

サービス提供時間は、24 時間 365 日です。

(2) サービス提供対象

要介護認定を受けられている方で、要支援 1～2、要介護 1～5 の方です。また、要介護認定を申請されている方です。

(3) 利用中の面会時間

- ① 原則、9 時 00 分～17 時 00 分までです。尚、予告なく面会時間の変更や利用者の症状によっては面会の制限を行う場合がありますので、ご了承ください。
- ② 発熱・咳・下痢・嘔吐・発疹のいずれかの症状のある方の面会はお断りしています。
- ③ 利用者の希望の有無に関わらず、電話での居室（利用場所）案内や入所の事実の有無に関してもお答えしていません。

(4) 施設送迎

- ① 原則、月～金曜日まで(祝日及び年末年始除く)のみ船橋市、習志野市、鎌ケ谷市、八千代市、千葉市の範囲で施設送迎を実施します。
- ② 予め入退所時間の調整や乗降時の介助の有無、施設車両の態様など利用前に確認する場合があります。
- ③ 利用者及びその家族の希望に沿って適切に実施しますが、天候や交通事情などにより予告なく送迎時間を変更する場合がありますので、ご了承下さい。

(5) 短期入所生活介護計画の作成

相当期間にわたり継続してサービスを利用することが予定されている場合は、短期入所生活介護計画を作成、説明し、同意の上交付します。

(6) 食事

- ① 当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ② ご契約者の自立支援のため離床して、基本的に食堂にて召し上がります。
(食事の時間) 朝食 7:45 昼食 12:00 夕食 17:15

(7) 入浴

入浴又は清拭を週2回行います。ただし、身体の状態から、やむを得ず入浴できない場合は清拭対応させていただきます。

(8) 介護

短期入所生活介護サービス計画に沿ってサービスに取り組みます。

食事、着替え、排泄、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付き添いの介助等を行います。

(9) 機能訓練

機能訓練指導員の評価と、計画に基づき、生活の場を含めた機能訓練を行います。

(10) 生活相談

生活相談員に、介護以外での日常生活に関することを含め相談ができます。

(11) 緊急時の対応

当施設は医療機関ではありません。体調の変化時は通院受診が必要になります。

その際は、ご家族様の同伴をお願い致します。

お客様の容態変化等があった場合は、ご家族の方に速やかに連絡します。

(12) 安全管理

防災設備・物品、避難訓練など設備を含め安全に施設利用をしていただけるよう BCP の策定、安全管理担当者を配置をしています

(13) 理美容サービス

月1回、理美容サービスを実施しております(料金は自己負担)。

(14) レクリエーション

入所者のご希望により参加できます。室内でのレクリエーションの他、屋外への散歩や買い物も実施します。

(15) 日常費用支払い手続き代行

提供する短期介護サービス以外のものについては、利用者が直接精算するものとします。

ただし、利用者から依頼のあるものについては、支払い手続きの代行を行います。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該（介護予防）短期入所生活介護のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

また、介護保険関係法令の改定により料金に変更になる場合は、変更された額に合わせて入居者の負担額を変更になります。この場合、事前にご説明をし、入居者及び家族等の承諾を得ます。

□ 介護報酬告示額

(1) 基本料金（1日あたりの金額）

要介護状態 区分	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要介護 1	643円	1,286円	1,928円
要介護 2	716円	1,433円	2,149円
要介護 3	794円	1,588円	2,383円
要介護 4	869円	1,738円	2,606円
要介護 5	942円	1,885円	2,827円
要支援 1	481円	962円	1,443円
要支援 2	598円	1,196円	1,794円

(2) 加算料金等

区分	料金 (単位数)	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
短期生活機能訓練体制加算	129円 (12単位)	13円	26円	39円
短期個別機能訓練加算	596円 (56単位)	60円	120円	179円
短期生活看護体制加算（Ⅰ）	43円 (4単位)	5円	9円	13円
短期生活看護体制加算（Ⅱ）	86円 (8単位)	9円	17円	26円
短期生活看護体制加算（Ⅲ）	129円 (12単位)	13円	26円	39円
短期生活看護体制加算（Ⅳ）	245円 (23単位)	25円	49円	74円
短期生活夜勤職員配置加算（Ⅰ）	138円 (13単位)	14円	28円	42円
短期生活夜勤職員配置加算（Ⅲ）	159円 (15単位)	16円	32円	48円
短期生活療養食加算	63円 (6単位) 1日3回限度	9円	17円	26円
短期入所生活介護送迎加算	1,992円 (184単位)	197円	393円	589円

短期生活サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	191円 (18単位)	20円	39円	58円
短期生活サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	65円 (6単位)	7円	13円	19円
短期生活サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	65円 (6単位)	7円	13円	19円
看取り連携体制加算	682円 (64単位)	69円	137円	205円
口腔連携強化加算	533円 (50単位)	54円	107円	160円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1,066円 (100単位)	107円	214円	320円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	106円 (10単位)	11円	22円	32円
若年性認知症利用者受入加算	1279円 (120単位)	128円	256円	384円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	31円 (3単位)	4円	7円	10円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	42円 (4単位)	5円	9円	13円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1,066円 (100単位)	107円	214円	320円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	2,132円 (200単位)	214円	427円	640円
医療連携強化加算	618円 (58単位)	62円	124円	186円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2132円 (200単位)	214円	427円	640円
緊急短期入所受入加算	959円 (90単位)	96円	192円	288円
介護職員等処遇改善加算	これまでの、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を1本化。各加算の要件及び加算率を組み合わせた4段階の加算とする。 当月の介護報酬総単位数 （加算・減算含む・処遇改善加算は除く） Ⅰ ×14.0% Ⅱ ×13.6% Ⅲ ×11.3% Ⅳ ×9.0%			

□ その他の費用

(1) 「居住費」及び「食費」(1日あたりの金額)

	居住費	食 費	日用品
多床室	975円	朝食 (400円) 昼食 (545円) 夕食 (500円)	実費
従来型個室	1,291円		

※負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載されている居住費・食費の額とします。

(2) 運営基準(厚労省令)で定められた「その他の費用」(全額、自己負担)

区 分	金額・単位	内 容 の 説 明
特別な食事代	実 費	① 利用者の選択による、外食、注文食、行事食など(1)に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額 ② 個人的な嗜好品等(日常嗜好飲料以外)
理美容代	実 費	カット、カラー、パーマなどご本人の要望に応じて対応
クラブ活動費	実 費	利用者の希望によって参加した場合の材料費等
その他の費用	実 費	① 医療機関に受診・入院した場合の治療費及び薬代 ② 個人の希望する日用品の購入代金 個人にご負担いただくことが適当であると思われるもの

5. 利用料のお支払い方法

利用料及び費用の計算は1ヶ月ごとの月末締めとし、翌月10日以降に請求書を発送いたします。
毎月20日にご指定の口座より、引き落としをさせていただきます。

① 指定の金融機関口座への振り込み(振り込みに係る手数料はご利用者様のご負担となります。)

金融機関 千葉銀行 佐倉支店 (普) 3 8 2 8 5 2 4

口座名義 社会福祉法人千歳会 理事長 左 敬真

(シャカイフクシホウジン チトセカイ リジチョウ ヒダリ ヒロマサ)

6. 施設利用の留意事項

(1) サービスの利用方法

① サービスの利用申し込み

既に居宅サービス計画を作成されている方は、事前に介護支援専門員とご相談のうえ、介護支援専門員より施設にご連絡頂きますようお願いいたします。

② 利用期間決定後、契約を締結いたします。

(2) お客様の都合でサービス利用契約を終了する場合

利用者は、契約の終了を文書で申し出ることにより、いつでも契約を解約できます。
この場合、その後の予約は無効となります。

(3) 契約の自動終了

以下の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了し、予約は無効となります。

- ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

(4) その他の事由による終了

- ① 利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく20日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合。
- ② 利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

(5) その他の留意事項

① 外出

外出をされる場合は、その前日 17 時までには予め申し出てください。

② 飲酒

飲酒は原則禁止となっておりますが、行事等、運営上必要が生じた場合は、ショートステイ管理者の管理監督により飲酒を許可する場合があります。

③ 喫煙

施設内は禁煙となっております。決められた以外での喫煙はご遠慮下さい。

④ 受託物の管理（金銭、貴重品等の持ち込み）

多額の現金や貴重品の持ち込みがある場合は、予め申し出てください。

利用者がこれらを施設に預けず利用中に紛失・破損があった場合は、一切の責任を負いません。

また、必要時ないし一時的にこれらを預かる場合は、利用者およびその家族に対し文書で取り交わします。施設内で厳重に収納・保管できますが、その場所に限りがあり一部お返しする場合がありますので、ご了承下さい。

⑤ 所持品の持ち込み

食中毒等を防ぐため傷みやすい食品のお持ち込みは避け、召し上がる分だけお持ち込み下さい。ポータブルテレビやラジオ等（別途、料金がかかります）はお部屋に持ち込めますが、他利用者への配慮をお願いします。

⑥ 病院を受診される場合

容態急変時に当施設で対応しますが、それ以外の状況で直ちに救急要請を必要とせず、診療が必要と判断した場合は、その旨を家族へ連絡し対応をお願いしております。

⑦ 宗教活動・ペット

施設内および敷地内において、お断りします。

⑧ その他

風邪、下痢等の症状のある方のご来所はご遠慮願います。

職員への心付けは、お断りさせていただきます。

7. 緊急時の対応

利用者の容体に変化などがあった場合は、救急搬送等必要な処置を講ずるほか、ご家族または緊急連絡先に速やかにご連絡いたします。

別紙にて緊急連絡先を2ヶ所ご記入ください。

8. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご契約者やその家族に対し速やかに状況を報告・説明し必要な措置を講じます。

9. 損害賠償について

- (1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

- (2) 事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます

- ① ご契約者（そのご家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ② ご契約者（そのご家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

10. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 解決責任者： 菅原 淳 （施設長）

窓口担当者： 東海林 英里（生活相談員）

ご利用時間 8：30～17：30

虐待防止責任者： 菅原 淳 （施設長）

感染対策担当者： 石和 深雪（看護リーダー）

苦情解決第三者委員

- 永野 慎一（医療社団法人敬徳会 施設サービス部長）

電話番号：043—421—6868

※次の機関において苦情申し出ができます。

- 船橋市役所指導監査課 047—404—2712

- 国民保険団体連合会 介護保険課

電話番号：043—254—7428

氏名 (続柄) 印